

(令和2年7月1日)

一般社団法人岩手県農業会議の概要

1 概況

名 称	一般社団法人岩手県農業会議
代表理事会長	杉原 永康
設 立	昭和29年8月（平成28年4月組織変更）
根 拠 法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号） 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）
事 務 所	岩手県盛岡市神明町7番5号（7月6日から移転）
H P	http://www.iwate-ca.or.jp/

2 岩手県農業会議とは

岩手県農業会議は、平成28年4月1日に施行された「農業委員会等に関する法律」（以下、「農業委員会法」と言う。）に基づき、県から指定を受けた「農業委員会ネットワーク機構」で、各都道府県に一つずつ置かれている組織です。

農業委員会法の目的は、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与すること」であり、市町村に「農業委員会」、県段階に「農業会議」、全国段階に「一般社団法人全国農業会議所」が置かれ、これらの組織が連携して「農業委員会組織」として農地利用の最適化の推進等業務に取り組んでいます。

岩手県農業会議は、昭和29年8月16日に知事の許可を得て発足し、その後、幾度か制度改正に伴う機構変更があり、平成28年4月1日に認可法人から一般社団法人に組織変更し、現在に至っています。

3 業務内容

岩手県農業会議は、農業委員会法に基づき、農業委員会相互の連絡調整、農業委員等に対する講習及び研修、その他の農業委員会に対する支援、農業の担い手・就農支援、農地法その他の法令により行うものとされている業務等、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与するため、以下の業務を行っています。

(1) 農業委員会に対する支援

- ① 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表
 - ・改正農業委員会法の円滑な移行、定着に向けた支援
 - ・農業委員会業務の品質向上と効果的な推進に対する支援
 - ・岩手県農地相談センターによる業務支援
 - ・「農地情報公開システム」の有効活用のための支援
 - ・地域農業マスタープランの実践支援
 - ・東日本大震災・津波からの本格復興に向けた支援
 - ・女性農業委員等登用促進への支援
 - ・農地中間管理事業への対応
 - ・遊休農地対策
 - ・「農地の日」の活動

農地の大切さや農業委員会活動を広く県民知ってもらい、食料・農業に対する理解と関心深めるため、農地法が制定された「7月15日」を中心に、農地パトロールや耕作放棄地の再生、児童体験農園での出前教室の開催など県下農業委員会一斉に実施している

② 農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対する講習及び研修

- ・ 新任農業委員会事務局職員研修
- ・ 新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修
- ・ 農業委員会事務局長研修
- ・ 農業委員会会長研修
- ・ 農地主任者研修
- ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員研修
- ・ 農業委員会会長職務代理者等研修
- ・ 女性農業委員研修

(2) 農地に関する情報の収集、整理及び提供

- ・ 農地情報公開システム（農地情報の一元管理・利用が可能なシステム）による提供

(3) 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援

- ・ 岩手県新規就農相談センター（岩手県農業公社、当会議）による就農相談活動等
- ・ 「農の雇用事業」による雇用就農を支援

(4) 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援

- ・ 法人設立に向けた相談活動
- ・ 法人化研修会
- ・ 農業複式簿記やパソコン簿記研修会
- ・ 経営管理能力の向上に向けた研修会
- ・ 家族経営協定セミナー
- ・ 農業者年金への加入推進及び業務指導

(5) 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援

- ・ 岩手県認定農業者組織連絡協議会
- ・ 岩手県認定農業者組織連絡協議会稲作部会
- ・ 岩手県農業法人協会
- ・ 岩手県農業法人協会岩手アグリ新世会
- ・ 岩手県国際農友会
- ・ 岩手県女性農業委員ポラーノの会

(6) 農業一般に関する調査及び情報の提供

① 各種調査

- ・ 田畑売買価格等に関する調査、農作業料金・農業労賃に関する調査、農地の賃借料情報

② 情報事業

- ・ 全国農業新聞及び全国農業図書、農業会議通信発行、ホームページ

(7) 農地法その他の法令の規定により県農業委員会ネットワーク機構が行うとされた業務

常設審議委員会を開催し、法令に基づき、県や市町村から意見の提出を求められた以下の事項を審議し、農業会議（農業委員会ネットワーク機構）として意見を述べます。

(8) 関係行政機関等に対する意見の提出

農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出する業務を行います。

4 沿革

昭和26年 3月31日	「農業委員会法」公布・施行。市町村農業委員会（7月20日選挙）及び岩手県農業委員会（8月21日選挙）設置
昭和27年 7月15日	農地法公布（10月21日施行）
昭和29年 6月15日	改正農業委員会法公布（7月20日施行）。「農業委員会等に関する法律」に名称変更、全国農業会議所及び都道府県農業会議設置を規定
昭和29年 8月16日	設立総会(8月14日)を経て「岩手県農業会議」設立（知事認可）。9月18～19日第1回岩手県農業会議開催
昭和32年 4月20日	改正農業委員会法公布（7月20日施行）。8月28日第1回農地部会、8月29日第1回農政部会開催
昭和55年 5月28日	改正農業委員会法公布（9月20日施行）。都道府県農業会議に常任議員会議設置を規定
昭和55年10月14日	第1回常任議員会議を開催
平成27年 9月4日	改正農業委員会法公布。新制度移行を規定。
平成28年 4月1日	改正農業委員会法施行 一般社団法人岩手県農業会議設立登記（組織変更） 岩手県から農業委員会ネットワーク機構に指定
令和2年7月6日	農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社）との業務連携を強化するため、事務所を機構と同一建物内に移転